

## 第113回大阪市ヘイトスピーチ審査会 議事要旨

1 日 時 令和5年7月7日（金）午前9時30分～午後0時5分

2 場 所 市役所本庁舎 地下1階第11共通会議室

3 出席者

(1) 大阪市ヘイトスピーチ審査会委員

曾我部会長（ウェブ会議の方法で出席）、島村委員（ウェブ会議の方法で出席）、岡田委員、中井（伊）委員（ウェブ会議の方法で出席）、中井（洋）委員

(2) 大阪市職員

西原市民局長、福岡市民局理事、忍市民局ダイバーシティ推進室長、宮之前市民局ダイバーシティ推進室多文化共生担当課長、西澤市民局ダイバーシティ推進室多文化共生担当課長代理、斎藤市民局ダイバーシティ推進室人権企画課担当係長

4 議 題

(1) 継続案件の調査審議

5 議 事

非公開で行った。

冒頭、会長において、映像と音声により委員本人の確認をするとともに、委員間で映像と音声は即時に伝わることを確認した。

議題（1）継続案件の調査審議

○継続案件のうち7件について、調査審議を行った。

○7件のうち3件については、次回以降引き続き審議することとした。

○案件番号「平28－20」、「平29－職2」及び「平29－職3」に係る各表現活動について、次のとおり、一部については、条例第5条第1項各号に掲げる表現活動に該当するとともに、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチ（以下単に「ヘイトスピーチ」という。）に該当し、残りについては、条例第5条第1項各号に掲げる表現活動に該当するが、ヘイトスピーチには該当しないので、その旨を答申することを決定し、答申内容の細部については会長に一任することとした。

・本件各表現活動は、いずれも条例第5条第1項各号に該当する。

・本件各表現活動のうち一部については、条例第2条第1項第1号ア、イ及びウのいずれかに該当し、同項第2号アに該当するとともに、同項第3号に該当する。

・残りについては、条例第2条第1項に規定する表現活動には該当しない。

○案件番号「令元－職8」に係る表現活動について、条例第5条第1項各号に掲げる表現活動のいずれにも該当しないので、その旨を答申することを決定し、答申内容の細部については会長に一任することとした。

・本件表現活動は、条例第5条第1項各号に掲げる表現活動のいずれにも該当しない。

・よって、その余について判断するまでもなく、本件表現活動は、ヘイトスピーチに該当しない。

以上